

高等専門学校商船学科振興委員会設置規程

平成 24 年 10 月 24 日

【設 置】

第 1 条 一般社団法人全日本船舶職員協会（以下「本協会」という）の「委員会設置運営規則」に基づく委員会として、高等専門学校商船学科振興委員会を設置することができる。

【目的と事業】

第 2 条 この委員会は、全国の国立高等専門学校の商船学科における教育振興を目的とし、次の事業を行う。

- (1) 商船教育の振興に関する事業への援助・協力。
- (2) 各学校の商船学科を中心とするスポーツ・クラブ活動等のイベントに対する援助。
- (3) 学生募集活動に対する協力。
- (4) 各学校の同窓会、校友会の連携促進。
- (5) 各学校に於ける研究活動促進に対する援助。
- (6) その他学校の維持発展等に関し必要とする事業。

【委員の構成】

第 3 条 委員は「委員会設置運営規則」第 4 条にかかわらず、次の委員により構成し、本協会会長が理事会の議を経て委嘱するものとし、任期は2年とする。但し再任は妨げない。

委員長 本協会会長を委員長とする

委員 (高 専) 5 名、各校の商船学科長クラスとする
(本協会) 15 名以内 全船協理事並びに「船員教育調査検討委員会」委員の中から選出する

事務局 本部事務局長

【費用】

第 4 条 委員が負担した費用の支払いは、「委員会設置運営規則」第 10 条による。

【会議】

第 5 条 会議は、年 1 回以上開催するものとし、必要に応じ随時開催する。

【細則】

第6条 この規則に定めのない事項については、「委員会設置運営規則」に基づき処理する。

【改正】

第7条 この会の規則の改正については、本協会理事会の議決を経なければならない。

【附則】

- 1 この規則は、昭和57年12月14日より施行する。
- 2 この改訂した規則は、一般社団法人の認可を受け移行の登記をした日から施行する。
- 3 この改正した規則は、平成24年10月24日より施行する。